

防波堤、護岸等への立入りに関する港湾管理者の考え方と要点

区 分	立入りに関する港湾管理者の 考え方と整理すべき課題	通常有すべき安全性の 確保で考慮すべき事項	費用負担
防波堤、波除堤(A) (陸地と接していないもの)	沖防波堤で立入ることが危険であるため、立入を認めることができないと考えている	-	-
防波堤、波除堤(B) (陸地と接しているが、直背後地の土地利用に支障があるもの)	直背後地の土地利用の支障となるため、立入りを認めることができないと考えている	-	-
防波堤、波除堤(C) (陸地と接しているもので、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの)	一定の安全性の確保ができれば、立入禁止に指定しないことの検討は可能と考えている 【整理すべき課題】 通常有すべき安全性、費用負担	転落防止のための方策 (転落防止柵の設置が必須か、どの程度の柵が必要か) 転落後の救助のための方策 (救命浮環、梯子の設置等)	釣り人しか立入らない施設については、受益者負担の検討が必要である
護岸、廃棄物埋立護岸(A) (前面水際線の利用を伴っているもの)	前面水際線の利用の支障となるため、立入りを認めることができないと考えている	-	-
護岸、廃棄物埋立護岸(B) (前面水際線の利用は伴っていないが、直背後地の土地利用に支障があるもの)	直背後地の土地利用の支障となるため、立入りを認めることができないと考えている	-	-
護岸、廃棄物埋立護岸(C) (前面水際線の利用は伴っていないが、物理的に安全対策が難しいもの)	水際線に近寄ることが危険であるため、立入りを認めることができないと考えている	-	-
護岸、廃棄物埋立護岸(D) (前面水際線の利用はなく、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの)	一定の安全性の確保ができれば、立入禁止に指定しないことの検討は可能と考えている 【整理すべき課題】 通常有すべき安全性、費用負担	転落防止のための方策 (転落防止柵の設置が必須か、どの程度の柵が必要か) 転落後の救助のための方策 (救命浮環、梯子の設置等)	釣り人しか立入らない施設については、受益者負担の検討が必要である